

港湾管理者

港湾管理者とは

港湾管理者とは、誰のことを指すのでしょうか？

港湾法第2条第1項に港湾管理者の定義があります。「この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう」と規定されており、港務局又は地方公共団体が港湾管理者となっています。

港湾管理者の設立母体について

港湾管理者の設立母体は、港務局又は地方公共団体です。

港務局とは、対象港湾の関係地方公共団体が単独又は共同して設立するものです。よって、港湾管理者となることができる者は、地方公共団体に限定されており、国は港湾管理者になることはできません。

港湾管理者を設立することができる地方公共団体は、

- ①現にその港湾において、港湾の施設を管理する地方公共団体
- ②従来、その港湾において、港湾の施設の設置又は維持管理の費用を負担した地方公共団体
- ③予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体

のいずれかの要件を具備している必要があります。

港湾管理者の設立形態について

港湾管理者の設立形態は、港湾法は普通地方公共団体、特別地方公共団体、港務局の3つの形態を想定しています。普通地方公共団体の例は、東京港の東京都、横浜港の横浜市など、特別地方公共団体の例は、名古屋港の名古屋港管理組合など、

港務局は新居浜港務局です。現在、港務局として設立されているのは、新居浜港務局の一例のみとなっています。

港務局は、港湾法で欧米のポートオーソリティを参考に港湾の管理を地方公共団体から独立させ、政治的中立性を持ちつつ、港湾の機能を発揮させるよう採用したものです。港務局は港湾法第5条に基づく営利を目的としない公法上の法人です。

港湾管理者数について

港湾管理者数は令和2年4月1日現在、図1のとおりとなっています。

港湾管理者の設立手続について

港湾管理者の設立手続は以下のとおりとなっています。

- ①港湾管理者の設立の意思決定
(地方公共団体の議会の議決)
- ②予定港湾区域の決定
- ③国又は都道府県との調整
(港湾区域の同意が必要なため)
- ④議会議決及び公告
- ⑤関係地方公共団体との協議等

港湾管理者の業務について

港湾管理者は、港湾法第1条の「港湾の秩序ある整備と適正な運営を図る」ことを目的とし、港湾の開発、利用及び保全に関する業務を行います。

港湾管理者の具体的な業務は港湾法第12条に規定されています。「港湾計画を作成すること」、「港湾施設を良好な状態に維持すること」、「港湾施設の建設及び改良に関する港湾工事をすること」などです。

区分	総数	港湾管理者法人			
		都道府県	市町村	港務局	一部事務組合
国際戦略港湾	5	1	4	0	0
国際拠点港湾	18	11	4	0	3
重要港湾	45	25	16	1	3
地方港湾のみを管理する管理者	98	2	96	0	0
(うち避難港)	(29)	(23)	(6)	0	0
合計	166	39	120	1	6

図1 港湾管理者数 (令和2年4月1日現在)